

公布された規則のあらまし

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

- 1 母子保健法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（別表第1関係）
- 2 この規則は、平成29年4月1日から施行することとした。

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第10号）

- 1 各保健福祉事務所の環境保全課の分掌事務に、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に関するものを加えることとした。（第3条関係）
- 2 この規則は、平成29年4月1日から施行することとした。